

[研究論文]

# 「内地還送」から「象徴遺骨」の収容へ —戦後日本政府による初期「遺骨収集」の方針策定の経緯—

浜井和史（外務省外交史料館）

## はじめに

アジア太平洋戦争における全戦没者数は約310万人（うち軍人軍属等約230万人）で、そのうち日本本土以外の各戦域における戦没者は約240万人（うち軍人軍属等約210万人）とされる<sup>1</sup>。これら海外における戦没者のうち、その遺骨がすでに日本国内に送還されているものは約半数にあたる約125万柱であり、残り約115万柱のうち海没やその他自然条件等により遺骨の収容が不可能な地域を除いて、今なお収骨可能な遺骨は約60万柱存在する<sup>2</sup>。

これら海外戦没者の遺骨等の収容に関して日本政府は、戦後一貫して「国の責務」として「遺骨収集」を実施してきたとの見解をとっている<sup>3</sup>。実際、政府による旧戦域への「遺骨収集団」の派遣は平和条約発効の翌年（1953年）に開始され、これまでに約31万柱が国内に送還された。ここで注目すべきは、この約31万柱のうち戦後20年の時点、すなわち65年頃までに政府の遺骨収集によって収容された遺骨数がわずかに1万1千柱余りであったという事実（【表1】を参照）もさることながら、主に1950年代に実施された遺骨収集の「第1次計画」<sup>4</sup>が終了した段階で、政府当局者が「いわゆる遺骨収集は一応終えた形になっておる」との認識を示していたことである<sup>5</sup>。本論で見ると、52年10月の時点で政府は、ソ連と中国を除く各地域に残存する未帰還遺骨数を約87万柱と推定していた。それにもかかわらず、なぜ政府はその時点で「遺骨収集」が「一応終了」したとみなしたのであろうか。本

稿はこの点に着目し、占領期から最初の「遺骨収集団」派遣に至るまでに検討された戦後初期の日本政府による「遺骨収集」方針の策定過程を明らかにするものである。

【表1】 戦没者遺骨収集の実施状況（第1次計画）

地域	実施時期	収骨柱数	備考
硫黄島	1952.1～3	38	調査目的
沖縄	1952.3～4	—	調査目的
南方八島	1953.1～3	440	
アラスカ	1953.7	236	
アッツ島	1953.7	82	
ソロモン諸島 ビルマーク諸島 東部ニューギニア	1955.1～3	5,889	
マライ シンガポール	1955.3～4	162	
ビルマ インド	1956.2～3	1,351	
西部ニューギニア 北ボルネオ	1956.6～8	599	
フィリピン	1958.1～3	2,561	
インドネシア	1964.12～65.2	140	
香港 スンカッターズ島	1966.5	150	在香港総領事館に委託して実施
合計		11,648	

厚生省社会援護局監修『援護50年史』（ぎょうせい、1997）p.528より作成。

アジア太平洋戦争における戦没者の遺骨処理をめぐる問題については、近年、本格的な研究分析の対象として論じられるようになりつつある<sup>6</sup>。戦没者の遺骨処理が前線からの状況報告、遺骨の還送、盛大な村葬という「戦死をめぐる慰霊の体系」<sup>7</sup>に組み込まれていた戦前と異なり、「帝国日本」が崩壊し戦前の論理が通用しなくなった状況下において、戦没者の遺骨をいかに処理するかは「戦後日本」が直面した新たな課題であった。したがってこの問題に対する日本政府の対応ぶり

を明らかにすることは、「戦没者をいかに祀るか」というおよそ「靖国神社論争」に収斂してしまいがちな戦後の戦没者慰霊をめぐる従来の議論とは異なった角度から戦没者に対する政府の役割を照射する試みであるといえよう。それは歴史的にみれば、「帝国日本」の論理で回収し得なかった戦没者に対して「戦後日本」が新たな論理を構築したプロセスを辿る作業であるともいえる。

本稿ではこうした問題意識を踏まえつつ、GHQとの折衝などの関係上、戦後当初より「遺骨収集」に関わることとなった外務省の公開記録を中心に、日本政府による「遺骨収集」の取組みについて、その方針策定の経緯を中心に詳らかにしていきたい。

## 1. 「内地還送」の原則：占領期における遺骨収容問題

終戦時、海外には約660万人の日本軍人軍属と一般邦人が存在しており、史上類例のない規模で行われたこれらの復員・引揚は、戦争終結直後の日本政府が直面した終戦処理として最大の問題であった。1948年までには約600万人の復員・引揚が完了したが、その後もソ連地区のシベリア抑留や中国地区などにおける未帰還者の送還促進、復員・引揚者の国内定着や戦没者の遺家族援護の問題など、政府は「生者」の終戦処理に忙殺されていた<sup>8</sup>。

他方、「死者の帰還」、すなわち戦没者の遺骨等の本国への送還に関しては、戦時中においては原則として遺骨箱に収納して送還される規則となっていたが、戦局の悪化につれて遺体・遺骨の回収が困難な状況となったため、実際には遺留品や戦死地の石や砂、また記念品などを遺骨に代えて収納し遺族へ伝達する例も多かった。終戦後は各部隊や戦友が奉持していた遺骨・遺品等が「支那派遣軍復員規定」や「南方軍復員に関する規程」など各軍において定められた復員規定に基づいて復員時に持ち帰られたが、それらは戦時中に収容・保持されていた

ものであって、連合軍に投降しその管理下におかれた日本軍隊が日本人戦没者の遺骨収容作業を行うことは許されてはいなかった。したがって、復員・引揚後の広大な各戦域には多数の日本人戦没者の遺体・遺骨が収容されることなく残されたままの状態となったのである。

これら未収容の遺体・遺骨の残存数並びにその所在に関しては、戦没者の埋葬や終戦後における所在通知に関して規定したジュネーブ条約に従い、46年8月以降、米国や英連邦などの連合国や国際赤十字から日本政府に対して、各地における日本軍人・軍属等の埋葬地や埋葬人数に関する公式情報が数度にわたってもたらされていた。52年10月の時点でこれらの情報により所在が判明していた戦没者の埋葬人数は約3万2千人にのぼり、また先述のように、当時未収容と考えられた遺骨の総数は、中国やソ連地域を除いて全体で約87万柱と見積もられていた（【表2】<sup>9</sup>）。

海外戦没者の遺体・遺骨等の処理問題について日本政府が本格的な検討を開始したのは、徐々にもたらされつつあったこれら公式情報を日本側がいかに活用するかについてGHQから打診があったことを契機とする。それは復員・引揚がいまだ活発に行われていた46年11月のことである。

11月2日、GHQのリヴィスト少佐（M. A. Rivisto, Chief Quartermaster, Memorial Division, G-2）は終連（終戦連絡中央事務局）管理部在外邦人課長の高木広一に対して、「海外戦没将兵邦人に就き日本政府としても之が取扱を大切にせらるることは極めて肝要」であり、「将来二、三年も経て国民が落ち着いた時、政府は果して是等戦没将兵を如何に取扱ひくれたか必ず問題となるべし」と述べて、海外戦没者の処理問題の重要性について指摘した<sup>10</sup>。その上でリヴィストは、米国はまだ自国の海外戦没将兵の処置について手配中であるが、日本側においてこの問題を攻究・立案するならば米国側もこれにできるだけの協力を

「内地還送」から「象徴遺骨」の収容へ

【表2】 南方諸地域未帰還遺骨数

地域	旧陸軍	旧海軍	小計
アッツ島	969	109	1,078
沖縄	50,670	6,729	57,399
硫黄島	10,770	6,345	17,115
比島	299,123	84,329	383,452
台湾	7,871	9,342	17,213
マリアナ	34,957	26,049	61,006
メレヨン	471	944	1,415
パラオ	8,534	4,360	12,894
マーシャル	2,734	10,459	13,193
ソロモン	27,451	12,206	39,657
ガダルカナル	4,970	1,898	6,868
ビスマルク諸島	4,104	6,118	10,222
カロリン諸島	948	3,301	4,249
ボルネオ	4,694	4,137	8,831
セレベス	573	1,633	2,206
スマトラ	784	534	1,318
マレー	2,027	3,041	5,068
インドネシア		4,198	4,198
仏印		3,015	3,015
タイ国	2,365	20	2,385
ビルマ	79,398	1,002	80,400
印度	6,597		6,597
ニューギニア	99,235	8,501	107,736
濠洲及びその近海		88	88
海上	20,012		20,012
合計	669,257	198,358	867,615

アジア五課「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」(52.10.15)別表より作成。  
(一部計算が合わない箇所があるが、原文のママとした。)

惜しまないとの態度を示し、現状のまま現地に埋葬を希望するか、あるいは遺骨として日本へ送還を希望するかなどの基本的な処理方針について日本側の具体的な希望事項の提示を求めたのである。

このリヴィストの提案に対して日本政府は、11月6日、終連、外務省、復員庁第一・第二復員局の担当者による会議を開催して関係省庁の意見をとりまとめ、14日に高木は再びリヴィストを往訪し、「海外戦

没埋葬者送還に関する日本側希望案」を提出した<sup>11</sup>。同案ではまず、海外の日本人戦没者に関する日本側の基本方針として「日本へ送還するを原則」とすることを明確にし、具体的な処理要領として「戦没者の埋葬死体は出来る限り之を発掘火葬に附し、遺骨並に遺品を日本に送る」こと、遺骨・遺品が無い場合には埋葬地の土塊を送付することを示した。そして実際の作業にあたっては、遺骨・遺品輸送のための引揚船の援用や特別船の使用、また責任ある代表者及び必要な作業員の各地域への派遣等を要望したのである。

この「日本側希望案」は、政府によって考案された戦後最初の海外戦没者処理方針であり、そこで打ち出されたのは遺骨・遺品をできるだけ日本国内に送還するという「内地還送」の原則であった。リヴィストが、「現状のまま現地に埋葬を希望するか、あるいは遺骨として日本へ送還を希望するか」との選択肢を示したのに対し、日本側が「内地還送」の原則を明確にしたことは、この時点における日本政府の意思であり、「選択」であったといえる。この希望案はリヴィストへ提示された後、外務省において正式決定された<sup>12</sup>。

日本側希望案に対するリヴィストの反応は、好意的なものであった。リヴィストは、輸送と必要労力を全て日本政府が提供することを条件に「全部O.K.」であるとの見解を示し、さらに他の関係国政府にも同様の取扱いが可能となるようSCAPを通じて連絡をとることを約したのである。ただし、実際の作業実施の公表に関しては米国世論の関係もあり慎重を期する必要があるとし、この問題を進めるにあたって日本政府はGHQの指令を待つこととされた。

しかしその後しばらくの間この問題に関して動きはなかった。翌47年5月、リヴィストは鈴木耕一在外邦人課長（高木の後任）を呼び出し、米国側の手続きが遅れている理由として日本側の作業人員の派遣についてSCAPの了承が得られないことを挙げ、司令部内でさらに協議し

なければならない状況であると日本側に説明した<sup>13</sup>。

このとき日本側からは、遺体・遺骨の収容後の米国管理地域における日本人戦没者墓地の設置の可能性について、米国側の意向を質すところがあった。現地に墓地を維持するという発想が日本側から伝えられたのはこれが初めてであるが、その理由としては、日本の習慣として火葬後の「お骨拾ひ」では遺骨の全部を骨壺に納めるわけではなく、遺骨・遺灰が相当程度現地の火葬場に残されることが想定されるが、各戦没者の骨壺を特別大きく作ることも事実上困難であることを挙げ、「遺骨灰を各人別に又は一緒に埋葬し墓標を立てる」ことについて米国側の感触を確認しようとしたのである。この日本側の質問は、具体的な遺体・遺骨の処理方法について前年以降も継続的に政府内で検討されていたことを意味しており、実際に現地で火葬を行った場合を想定して現実的な処理方法が模索されていたといえる。これに対してリヴィストは、「その土地の所属する国の政府の決定することで司令部としては何とも云へぬ」としながらも、「日本政府として若し積極的にそう云ふ希望があるなら墓地維持の方法及び経費等に付具体的な案を提示され度い」として、協議に前向きな姿勢を見せた。

しかしその後もGHQからは何ら音沙汰がなかったため、同年末に再び鈴木がリヴィストを訪ねて進捗状況を照会したところ、リヴィストは「米軍としては目下太平洋各地に散在する米軍将兵の遺骨の発掘及其の集中（コンセントレイション）に従事」していることを挙げて、GHQからの指令発出が遅延している事情について説明した<sup>14</sup>。したがって、「日本側遺骨の発掘送還の事」については米国側の作業が完了した後具体的に決定し「米陸軍省にレコメンドするつもり」であると述べ、米国側作業の完了時期は48年夏頃との見込みを伝えた。

このように46年11月にGHQの打診があってから日本政府は海外戦没者処理の遺体・遺骨等の収容について関心を抱き続けていたが、そ

の実施時期についてはGHQの意向に左右される状況が続いていた。

その後、48年8月になってようやくリヴィストより、終戦後に米軍が管理していたフィリピンのカンルバン収容所に隣接する墓地に埋葬された約5千体の日本人戦没者の遺体・遺骨の引き取りについて打診がなされた<sup>15</sup>。これを受けて日本側は、終連、第一・第二復員局、外務省で協議した後、9月初旬、対処方針を決定した。そこではまず基本方針として、「一般に日本国領域外に在る戦歿将兵の遺骨は関係国の事情が許す限り原則として内地に持帰る方針を採る」ことが確認されており、「内地還送」の方針が継承されていたことが看取される。その上で、具体的な方法としては、輸送船として日本船の便船を利用し、発掘等の作業は可能な限り日本人作業員によって行うこと、また必要物資も日本側が調達し、事情が許す限り現地にて火葬に附してから輸送すること、作業はできるだけ短期間で終了させることを骨子としていた<sup>16</sup>。

この方針案は9月13日の次官会議にて報告された後、16日、GHQに提示された。これに対してGHQからは、その後の検討の結果、フィリピンに日本人作業員を派遣し現地で火葬して日本に持ち帰る案は「比島の治安が日本人の活動を許さない状況にある為実現困難」であるとして、遺体・遺骨を米国側の手で日本まで輸送し、上陸後に日本側代表に引渡したいとの回答がもたらされた。また火葬については、米国側としては火葬に際する日本の風習について知識もなく現地には設備もないから非常に困難な作業となり多大な時間を要する上、経費の点からも日本で火葬にする方が低廉であることを挙げて、送還後に日本側で行うよう要請した。この提案に対して日本側は、「米側が遺骨を送還してくれる好意は非常に有難たい」ものであり、日本側としては現地火葬が望ましいが「遺骨を送還してくれる折角の好意に対し当方丈の便宜を主張するのは返って失礼」であるとして、米国側の提案を受諾することが決まった<sup>17</sup>。

### 「内地還送」から「象徴遺骨」の収容へ

こうしてフィリピンのカンルバンに埋葬されていた4,822体（柱）の遺体と遺骨（遺体：4,515体、遺骨：307柱）は、米国側作成の名簿とともにボゴタ丸にて49年1月9日、佐世保港に入港し、翌日日本側に引渡された。この遺体・遺骨は佐世保引揚援護局にて約1ヶ月にわたって茶毘に附され、身元が判明したものは遺族へ伝達され、それ以外のもは厚生省等において保管された後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納められることとなる。

このフィリピンからの遺体・遺骨送還は、占領期において多数の海外戦没者の遺体・遺骨がまとまったかたちで連合国側との間で公的な手続きを経て国内に送還された唯一の事例であった。ただしその手続きは、米軍がジュネーブ条約に基づいて埋葬・管理していたものを米国側の手で発掘・送還するという手順を踏んでおり、日本政府が人員を派遣して収容作業を行うという後の日本政府による「遺骨収集」とは趣の異なった例外的な措置であったといえる。

フィリピンからの遺体・遺骨の送還後においては、講和を迎えるまで、海外戦没者処理に関して目立った動きはなかった。50年6月、尾崎行雄衆議院議員らが搭乗した飛行機がウェーキ島に不時着し多数の遺骨が残置してある状況が伝えられた際に、外務省はGHQに対して同島の遺骨処理に関して照会したが、米軍の関心が朝鮮戦争に向けられていたこともあり、具体的な回答はもたらされなかった<sup>18</sup>。

このように、占領期において海外戦没者の処理問題は、初期の段階よりその重要性が認識され、また連合国等からは遺骨の残存状況等に関する情報もたらされており、日本側においてもその処理方針が検討されていた。そこで打ち出された方針は、遺骨等は原則として全て送還するという「内地還送」の原則であった。その上で、日本の風俗慣習に鑑みて火葬の際に回収しきれない遺骨灰等を現地に埋葬し墓標を建てるという方策も検討されていた。ただし、このとき政府当局者

の念頭にあったのは、第一義的にはジュネーブ条約に基づき联合国側によって埋葬・管理されている海外戦没者の処理であった。その意味で、このときの処理方針案は、当時限られた情報の中で明らかになってきていた遺体・遺骨等について、可能な限りこれを回収するという政府の姿勢を示すものであったと評価できよう。しかし、次章でみるように、講和という転換期を迎えた日本政府が玉碎地に放置・散乱する遺体・遺骨等の処理問題に本格的に直面する段階において、その処理方針も様々な要因によってまた流動的になっていくこととなる。

## 2. 「象徴遺骨」の収容へ：遺骨収集団の派遣をめぐる日米交渉

国内において海外戦没者の遺骨収容の問題が本格化したのは、サンフランシスコ平和条約の調印前後になってからのことであった。1951年9月10日付の『朝日新聞』は、「“南海の生存者” 引取りへ／孤島、密林に数千？／野ざらしの遺骨も収容」との見出しで未帰還者と遺骨収容の問題を取り上げ<sup>19</sup>、この記事をきっかけに「南方遺骨引揚促進会」や「南方遺骨引揚協議会」などの団体が相次いで発足した<sup>20</sup>。他方、この時期、政教分離の建前を遵守することを条件に、公共団体による追悼行事の実施や遺族不明の遺骨を納骨する施設の建設などが許可され、主権回復を前に国内では戦没者の慰霊及び海外戦没者の処理問題に対する世論の関心も高まりをみせていた。

こうした中、フィリピンからの遺体・遺骨等の送還以降、動きのなかった海外戦没者の遺骨処理問題に関する検討が政府内において再開された。平和会議直前の51年8月20日には引揚援護庁と外務省の当局者による第1回目の会議が開催され、海外における日本人墓地や遺骨の残存状況について情報を共有するとともに、具体的な処理方針を早急に作成し検討することを決定した<sup>21</sup>。

この決定に基づき平和条約調印後に引揚援護庁が作成した処理方針

は、前章で見てきた議論とは一線を画するものであった。すなわち同方針は、海外にすでに存在している墳墓とその埋葬物については「当該地所管国等に管理を依托する」こと、また「玉砕地の遺体、遺骨遺留品並びにその他の戦場の遺棄屍体、遺骨、遺留品」についてもそれぞれ「現地の要所に収容埋葬して墓地を建立し当該地所管国に管理を依托する」ことを原則とし、同時に「一部の遺骨を収容内還する」ことを骨子としていたのである<sup>22</sup>。

この「現地埋葬／一部収容」という従来の議論では見られなかった考え方が浮上した背景には、平和条約とともに日本政府が署名した戦没者墳墓等の取扱いに関する「宣言」の存在があった。この「宣言」の文言は、もともと平和条約を作成する過程で英国が提案したもので、当初、日本国内における連合国墳墓等の適切な取扱いについて平和条約内で規定することが求められていた。51年4月、米国より英国案の内示を受けた外務省当局者は、「趣旨には異存なく、日本もこのようにする用意がある」が、「条約で義務づけられることは、日本国民に「押しつけられた」という感じを与えるくらい」があり、「条約から削除されることが望ましい」と要請していた<sup>23</sup>。その後、平和条約草案をめぐる交渉の過程において同規定は条約本文から切り離され、日本政府の一方的な宣言としてなされることとなったが、さらに日本側は、「日本人の国民感情をも考慮」して、双務的な内容とするよう要望した<sup>24</sup>。その結果、平和会議開催直前の8月になって、「日本国は、連合国が、連合国の領域にあり且つ保存を希望される日本人の戦死者の墓又は墓地を維持するために取極をする目的をもつて、日本国政府との協議を開始すべきことを信ずる」との一節が盛り込まれることとなったのである。このように日本側の要請を踏まえて海外における日本人戦没者の墳墓等の取扱いに関する「宣言」が成立したことにより、その趣旨にそったかたちで「現地埋葬」を基軸とした新たな考え方が生じたのだ

と考えられる。

こうして政府内において新たな選択肢が浮上する中、52年3月5日、GHQから日本政府に宛てて米国管理下の太平洋諸島にある日本人戦没者の遺骨送還に関して日本側の計画の提示を要請する口上書が届いたことにより、海外戦没者の処理問題が本格的に進展することとなった<sup>25</sup>。日本側にとってこの米国側の打診は、「当時まだ暗中模索の体であった日本政府を大いに勇気づけ本件促進に一期を画した原動力となった」と受け止められた<sup>26</sup>。

この口上書において米国側は、日本側が戦没者の遺骨を最大限送還するのか、あるいは「印程度」の発掘と記念碑の建設を考慮しているのかについて回答を求めていた。これに対して日本側が新たに考案した方針は、先の「現地埋葬／一部収容」ではなく、「内地還送」と「現地埋葬」双方の考え方を取り入れたいわば両者の折衷案ともいべき内容のものであった。

新たな方針立案の中心となったのは、引揚援護庁復員課であった。同課は5月中旬、米国管理下の太平洋諸島における遺骨等の収容について、「前文」「一般処理要領」「各島における計画の概要」から成る詳細な「第一案」を作成し<sup>27</sup>、これをたたき台に外務省と協議の上、簡潔な処理要領案を立案した<sup>28</sup>。そのポイントは、①収容遺骨は火葬の上内還すること、②収集遺品のうち氏名が判明しているものは内還しその他は現地に埋葬すること、③各島に一つずつ簡素な「無名戦士の碑標」を建て慰霊すること、の三点であった。そして、内還した遺骨等の取扱いについては、氏名が判明しているものは遺族に伝達し、残りの無名遺骨は中央に納骨堂を建立して納骨奉祭するとして、後の千鳥ヶ淵戦没者墓苑の創設につながる考え方もここで示された。同案の概要は、5月20日、大蔵省の了解のない事務当局の案として米国側に非公式に手交された。

この新たな方針案は、米国側からの打診を契機として日本側の見解を集約した、この時点における日本政府の姿勢の概要を示したものであると見てよいだろう。それを要約するならば、「内地還送」と「現地埋葬」という二本建ての考え方であるといえる。後者に関してはその後、現地に建立予定の「無名戦士の碑標」が「無名戦士の墓」と改められたが<sup>29</sup>、この「碑標」から「墓」への変更は、まさに当時政府が現地に戦没者のための「墓」を維持することを明確に意識していたことの表れであったといえよう。

このように、ここでまた「内地還送」の原則が復活し、かつ「現地埋葬」との「折衷案」が作成されることとなった背景には、この時期においてまさに遺骨収容を求める声が強まったことが挙げられる。平和条約が発効し日本が独立を回復したこの時期、52年1月から4月にかけてGHQの許可により硫黄島と沖縄に政府の遺骨調査団が派遣され、その模様はマスコミ等によってセンセーショナルに報道された<sup>30</sup>。そしてその調査報告を受けるかたちで衆参両院の本会議では、海外戦没者の遺骨収容及び送還に関する決議が相次いで採択された<sup>31</sup>。その内容は、「〔遺骨等が〕現状のまま放置されていることは国民感情上忍び難い問題」（衆議院）であり、「政府は万難を排してこれら戦没同胞遺骨の収容、送還並びに慰霊等のため万全の方策を講じ、その実現を図るべき」（参議院）ことを謳ったものであった。

こうした世論の声を背景に、特に氏名の判明している遺骨等をできる限り収容し、その他のものについては現地に埋葬するという「折衷案」は、遺骨の収容を切望する遺家族の要望に応え、なおかつ当時の日本において実施可能と考えられた現実的なプランであったといえる。しかし、この現地に「無名戦士の墓」を建立することを前提とする計画に対しては、海外戦没者の遺骨及び墓地処理に関して、平和条約の「宣言」の成立を踏まえ、諸外国の国際慣行を参照しつつ研究を

進めていた外務省内において、これを否定する考え方が生じつつあった<sup>32</sup>。

その理由として考慮されたのは、「宣言」に基づく墓地協定を当該国と締結する場合、実質的内容はほとんど片務的なものとなり、また英連邦以外の各国では戦没者のための永久墓地を外国に維持しないことを原則としている点であった。その上で、現実的な問題としてより重要と考えられたのは、①現地住民に与える影響、②日本人の民族感情上の問題、③経済的負担の問題、そして④実際管理上の問題であった<sup>33</sup>。

それぞれの理由について詳しくみると、まず①現地住民との関係については、「かつての侵略戦争の思出ともなるべきものを残す事となり悪影響を与える憂がある」と考えられた。一方、②日本人の心情的な問題としては、「日本人は古来より骨は故国に埋めるとというのが伝統の風習」であり、「外地の人跡稀な土地に墓地を作り葬られる事を真に喜ぶかについては疑問がある」と見ていた。そして③経費問題については、海外に墓地等を維持するための経済的負担から得られるものは「精神的慰藉」だけであり、「精神的慰藉については他に方法も考えられる」ことから、「日本経済の実情より判断し右の精神的のものだけに経済的負担を行うかどうか」との疑問を呈していた。さらに④管理上の問題として、「人跡稀な僻地」に墓地を造ったとしても当該地には日本人の住民や政府機関がない場合が多く、相手国が維持管理を受諾するかについても「甚だ疑問」であることを挙げていた。

これらの点を踏まえ、遺骨収容作業については「早急に実施しなければならない」としながらも、「現地における無名戦士の墓地の設定は適当ではない」との結論が導かれることとなり、それが外務省の方針として策定されるのである。

その後次官会議了解事項として作成された方針文書では、処理方法として「現地埋葬」の部分は削除され、「各島に所要人員を派遣して遺

骨遺品を収集し、慰霊の上送還可能のものを送還する」とのみ記されることとなった<sup>34</sup>。したがって、この時点で「現地埋葬」を否定する外務省の見解が政府内での共通見解となりつつあったといえる。

ここでさらに政府が最終的な方針を策定する上で影響を与えたもう一つの決定的な要因となったのは、米国側の意向であった。

7月18日、在京米国大使館のコンロイ理事官が外務省を来訪し、日本側の計画案に対する米国側の見解（米國務省、陸海軍、信託統治領高等弁務官、グアム島知事による会議の検討結果）を伝えたが<sup>35</sup>、その内容は日本側の期待に反するものであった。すなわち米国側は、遺骨が残存しているとして米国が指定した島に作業隊を派遣することは差し支えないがそれ以外の島々への派遣は好まず、また一度の作業で全ての遺骨を日本に送還することを希望し、後日遺家族等が巡礼のために渡航をすることは許可し難いというのである。これに対して日本側は、従来GHQ等から寄せられた公式情報をもとに、米国側が挙げた島以外には遺骨が残されていないとする点を特に疑問視し、米本国政府に再度照会するよう求めた。

ここにきて米国側が消極的な意向を伝えてきた背景として日本側は、「わが方の計画地域が軍事上の要地であるため派遣団の来訪を好ま」ないことにあると推測していた<sup>36</sup>。確かに太平洋上の諸島に関して米国は、戦時中における戦後構想の段階からその戦略的重要性を認識しており、終戦後は各島において米軍による軍事基地化が進められていた。実際その後、クウェゼリン・ブラウン両島は戦略的な要請を理由に遺骨収集団の派遣を拒絶され、派遣可能地域についても日本側による写真撮影が禁止（代わりに米海軍が撮影）されるなどの制約が付されることになったのは同様の理由によるものであった。いずれにせよ、この米国側の意向は日本政府において、「当初の好意的態度と比較して甚だ意外」であると受け止められ、「本件計画の進行は米国の意向が再度確認

される迄は一応見合わせるのやむを得ない状況」となったのである<sup>37</sup>。

その後、日本側が遺家族等による陳情書や国会決議等を提示して遺骨収容の早期実施を働きかける中で、米国側からのさらなる回答は10月に入ってようやくもたらされた。10月8日、米国大使館のステイヴス書記官とコンロイ理事官は倭島英二アジア局長を往訪し、米国政府の訓令に基づく口上書を手交した<sup>38</sup>。

この口上書で米国側は、日本側の要請を受け入れて遺骨収集団の派遣対象地域を拡大し、また氏名の判別しうる遺骨の発掘・送還、慰霊祭の挙行及び小規模な碑の建立など日本側計画の実施を認めた。しかし一方で実際の遺骨収容作業については、「戦闘の終熄以来七ケ年を経過した今日においては、遺骨は極度に風化し従つて多くの場合氏名の判別は極めて困難であり且つ不可能に近い事は明瞭である」として、各地において一部の遺骨を「印迄に」収集する外致し方ないと説明した。そして、各島一回の派遣をもってこれら地域の「全般的送還計画を完遂するよう要請」したのである。またこの口上書で米国側は、日本国内に米国戦没者の墓地を維持しないことを明らかにした。

ここで米国側から持ち出された「印迄」の遺骨収容という考え方は、この時点で日本側が困めつつあった「内地還送」の処理方針とは相容れないものであった。しかし、この口上書に接した岡崎勝男外相は、「至急厚生省等関係方面ト連絡シ具体案ヲ早速作成ノコト」との指示を出して迅速な対応を促し、翌9日に行われた外務省と引揚援護庁との協議の席上、倭島局長は、遺骨の収容は「型ばかりの程度」にとどめ、「今回は米側のいう島だけ」にし、「将来事情が許すようになった時は他の島にも行きたいと二段構えにする」と述べて、米国の要請に沿うことで計画を早期に実施する考えを表明した<sup>39</sup>。これに対して引揚援護庁側も、「遺骨の発掘は実際の見地から慰霊行事に重点を置くことに思想が変ってきている」ことを指摘し、米国側の意向通り「印的発掘でよ

と思う」と応じた<sup>40</sup>。この結論を受けて和田周作アジア五課長は、同日米国大使館を往訪し、「日本側にも遺骨収集は「印的発掘」にし慰霊行事に重点をおいて実施するよう計画している」旨を伝え、米国側はこれに満足の意を表したのである<sup>41</sup>。

ここにおいて「印的発掘」という考え方が政府の方針として採り入れられることとなった。この方針に基づき引揚援護庁が作成した遺骨収容計画は、10月20日、大蔵省の了解を得た上で、米国側に伝えられた<sup>42</sup>。そこでは、米国側の好意的配慮に謝意を表するとともに、米国側の要請に沿うかたちの要領で当該地域に存在する遺骨の送還と慰霊行事の実施をすることが明記された。他方、今回の計画からもれた地域に関しては、「将来事情が許すに至った際に更に米国政府の好意的御考慮をお願いしたい」として、将来的な遺骨収容の実施にも含みを残した。そして10月23日、「各島を巡回して遺骨を収集し、慰霊の上送還可能のものを送還する」との方針のもと、米国管理下の太平洋諸島へ遺骨収集団が派遣されることについて閣議了解が得られることとなった<sup>43</sup>。その中には、「各島に小形の記念碑を建てる」こと、また、遺族に伝達不能な遺骨は「国において納骨堂を建てて納骨することを建前とする」ことも盛り込まれ、この閣議了解は今日に至るまでの政府による「遺骨収集」の指針となった。

その後10月末から11月にかけて、外務省内においては米国管理地域以外における海外戦没者の遺骨及び墓地に関する一般的処理方針について改めて協議が行われ、11月29日に基本方針が決定された<sup>44</sup>。ここでは、「わが国の国民感情、国力、相手国の情况等より勘案して、戦没者の遺骨は、原則として全部内地に送還する」として「内地還送」の原則を掲げながらも、実際の処理としては、「旧戦場に放置せられている遺骨或いは仮埋葬してある遺骨については慰霊行事に重点を置き、現実の発掘、収集等は実施可能な範囲にとどめる」として、米国との

交渉の過程で生じた「印的発掘」の方針が継承された。また「現地埋葬」の問題に関しては、「遺骨を埋葬する永久墓地は、原則として外地には設置しない」こととされた。この決定を踏まえて12月9日、外務省はアジア各国の在外公館に対して残存遺骨及び墓地に関する調査訓令を発し<sup>45</sup>、他方、米国に対しては、12月17日、同国領域内に日本人戦没者の墓地を維持しない旨を通告した<sup>46</sup>。

このように、遺骨収集団の派遣をめぐる米国との交渉過程において海外戦没者処理に関する日本政府の方針は、米国側の要請により「内地還送」の原則から最終的には実際の収容作業における「印的発掘」へと変化することとなった。もちろん、これまでの議論において「印的発掘」に類似した考え方が全くなかったというわけではない。平和会議後の国会答弁において引揚援護庁の当局者が、「野ざらし」状態の遺骨を「全部を持ち帰る」ことは「とうていできない」が「なし得る範囲で代表的なもの」を持ち帰り、それ以外は「現地でなし得る限りの手厚い方法で葬る」との考え方を示していたことはその一例である<sup>47</sup>。これは、当時引揚援護庁にて検討されていた「現地埋葬／一部収容」の考え方の背景をなす認識であったといえる。しかし米国側から「印的発掘」方式が提案された際、日本側の方針は再び「内地還送」の方針を固めつつあったのであり、その意味でこの方式を容認したことは、遺骨収容の早期実現を求める国内世論の圧力と米国の要請との狭間で下された苦渋の選択であったともいえよう。

それに加えて、このとき外務省が「現地埋葬」の方式を採らないとする結論を下していたことにより、結果として「印的発掘」から漏れた大多数の遺骨の処理が宙に浮くこととなった。そこでこの問題を解消するための論理として用いられたのが、現地における「慰霊行事の重点化」という方策である。米国から「印的発掘」方式が伝えられて以降においてしばしば強調されたように、日本政府としては「遺骨収

集」の実態に関して、文字通りの「遺骨収集」から「現地慰霊」へと重点をシフトさせることで、残存遺骨への配慮という政府の姿勢を示すとともに、戦没者遺家族を始めとする国内世論を納得させようとしたのである。遺骨収集団の派遣に際して木村忠二郎引揚援護庁長官が、派遣先の各島における行動について「現地における慰霊を主として行いますがもち論できる限り多数の遺骨を内地にお迎えするよう努力をいたしたい」との談話を発表したことは、まさにそうした考え方の表れであった<sup>48</sup>。

こうした経緯を経て、53年1月から3月にかけて米国管理下の太平洋諸島へ日本政府による最初の遺骨収集団が派遣された。現地では実施可能な範囲において遺骨の発掘・収容作業が行われるとともに、各島において追悼式が実施され、「戦没日本人之碑」が建立された。

その後1950年代にわたって実施された政府の「第1次計画」では、米国管理地域における「遺骨収集」の経験がモデルとなり、日本政府の方針として「印的発掘」方式が継承された。南方一般における遺骨収容について54年7月に厚生省が策定した実施要綱では、玉砕地等において「氏名の判明するものはその全部を内還する」との「内地還送」の原則を掲げながらも、「氏名が判明しないものはその一部を当該地点における氏名不分明な戦没者遺骨の表徴として内還する」（下線部は筆者）ことが明記された<sup>49</sup>。そしてこれ以降この「印的発掘」方式によって国内に送還された遺骨は次第に「象徴遺骨」と呼ばれるようになり、南方の主な旧戦域への遺骨収集団の派遣、すなわち「第1次計画」が一通り終了した段階で、「象徴遺骨」の収容は「一応終了」とみなされたのである。

## おわりに

以上、戦後初期における「遺骨収集」をめぐる日本政府の処理方針

の変遷について検討してきた。ここでその変遷をもう一度まとめると、占領期において政府が最初に打ち出した方針は原則として戦没者の遺骨等は国内に送還するという「内地還送」の原則であったが、講和時には平和条約の「宣言」との関係から「現地埋葬」＝現地に遺骨等を埋葬し戦没者墓地を維持するという考え方が取って代わった。独立後は「内地還送」と「現地埋葬」の折衷案が実施可能な現実的プランとして生じたが、外務省による検討の結果「現地埋葬」の方式が否定されるとともに、米国との交渉の過程において「印的発掘」＝「象徴遺骨の収容」方式が採用されることとなった。そして「印的発掘」方式によって回収できない大多数の遺骨が生じることへの矛盾を解消する論理として「慰霊行事の重点化」が持ち出されたが、これは「現地埋葬」方式を否定する理由の一つとして外務省が指摘した「精神的慰藉」に通じるものであった。

このように最初の遺骨収集団が派遣されるまでの期間において、日本政府が海外戦没者の遺体・遺骨等の処理方針を策定するに至るまでには様々な選択肢が検討されていた。国内世論の高まりに加え、自国の経済的困難や相手国との関係という制約や障害があった中で、遺骨収容の早期実現のために、日本政府が本来望むものではなかったにせよ、ある意味で柔軟に「象徴遺骨の収容／現地慰霊の重点化」という方針を決断することができた背景として、それまでの政府内における議論の蓄積が果たした役割は少なくはないだろう。1950年代において南方各地に派遣された遺骨収集団の活動の様子は国民的な関心事としてその都度マスコミ等によって大きく報じられ、政府による一連の遺骨収集への取り組みは、世論の期待にもある程度応える結果となった。また、収容遺骨のうち氏名の判明したもの等は遺族へ伝達され、伝達不能なものは59年3月に設立された千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨された。ここにおいて「象徴遺骨の収容」と「現地慰霊」という「戦後日本」

が構築した海外戦没者を回収する論理は、当時一定の社会的機能を果たしていたといえる。

しかし、1960年代半ば以降、経済成長と民生の安定という「慰霊問題の構造変化」<sup>50</sup>ともいべき環境的要因の変動に加え、海外渡航の自由化により旧戦域を訪問する遺族や戦友達が増加し、彼らが戦没者の遺骨が散乱する状況を目の当たりにすることで、「国の責務」としての「遺骨収集」は新たな段階に突入することになる。こうした状況の変化を背景に、政府は、遺骨収容は「一応終了」したとの認識を撤回し、「従来の遺骨収集を補完し最終的措置を行なう」ことを掲げ、1967年度より新たな「遺骨収集」事業を開始した<sup>51</sup>。後に「第2次計画」と位置づけられるこの事業は5ヶ年計画で行われたが、計画終了後もまだ十分とはいえない実情に鑑み、1973年度から3ヶ年計画（第3次計画）を実施した。そしてさらに1976年度以降は、第3次計画までの「遺骨収集」を補完するものとして、「遺骨残存の確実な情報があり、また、相手国の事情により収集が可能となった場合」に遺骨の収容を行うこととなり<sup>52</sup>、この方針が今日に至っている。

こうしてみると、「第1次計画」とそれ以降の政府の「遺骨収集」にはその実施方針においてある種の「断絶」が見られるとあってよい。すなわち「第2次計画」以降の「遺骨収集」に際しては、発見・収容された遺骨等は可能な限り国内に送還するという論理に貫かれた「内地還送」の方式が採られており、本論でみた「象徴遺骨の収容」という考え方は完全に消滅しているのである。とはいえ、「象徴遺骨の収容」という論理が戦後最初の20年間に採られたことで、結果として大多数の遺骨等の風化がさらに進んだことにより、それ以後に採られた「内地還送」の原則を完全に実施することはより困難な状況となった。今日において今なお収容可能な遺骨が約60万柱が残されているという事実の背景として、こうした経緯が原因として存在していることは指摘

しておく必要があるだろう。しかし、歴史的にみれば、戦後初期において政府が採用した「象徴遺骨の収容」と「現地慰霊の重点化」という方針は、「戦没者をめぐる慰霊の体系」という、明治期以降数次の戦争体験を経て確立され社会的にも受容されてきた戦没者処理のシステムを喪失しながらも、紆余曲折の末に「戦後日本」が採らざるを得なかった過渡的措置であったと評価できよう。

- 
- 1 本稿では、1937年7月の盧溝橋事件から45年9月の降伏文書調印まで日本が遂行した戦争を総称して「アジア太平洋戦争」と表記し、政府が「遺骨収集」の対象と観念した同戦争における戦死者・戦病死者等を「戦没者」と表記する。また、日本政府による一連の海外戦没者の遺骨の収容を政府の表記に倣って「遺骨収集」と表記するが、それ以外の一般的表記としては、「収容」の語句を使用する。
  - 2 厚生労働省の統計（同省ホームページ <http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/engo/seido01/index.html>）を参照。
  - 3 例えば、参議院決算委員会（2009.4.20）における舩添要一厚生労働大臣の答弁及び「遺骨収集に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質173第12号、2009.11.6）を参照。
  - 4 政府による遺骨収集団の派遣は当初より複数計画として立案されていたわけではなく、「第1次計画」とは1973年以降に「第3次計画」が開始された際に過去を遡るかたちで位置づけられたものと考えられる（『厚生白書』では1973年版に初めてそうした区分による記述がみられる）。
  - 5 衆議院社会労働委員会（1962.4.11）における厚生省援護局長の答弁。50年代後半から60年代前半にかけて同様の答弁が散見される。
  - 6 1950年代における遺骨収集団の派遣経緯を明らかにしたのものとして、拙稿「戦後日本の海外戦没者慰霊—1950年代遺骨収集団の派遣経緯と『戦没日本人之碑』の建立—」（『史林』第91巻第1号、2008.1）、沖縄における遺骨収容問題を取り上げたものとして、上杉和央「記憶のコンタクト・ゾーン—沖縄戦の『慰霊空間の中心』整備をめぐる地域の動向」（『洛北史学』第11号、2009）、北村毅『死者たちの戦後誌：沖縄戦跡をめぐる人びとの記憶』（御茶の水書房、2009）、硫黄島における遺骨収容についてはロバート・D・エルドリッチ『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』（南方新社、2008）、遺族との関係から遺骨問題を読み解いたものとして、一ノ瀬俊也『銃後の社会史：戦死者と遺族』（吉川弘文館、2005）、西村明「遺骨収集・戦地訪問と遺族—死者と生者の時-空間的隔たりに注目して—」（『昭和のくらし研究』第6号、2008.3）が挙げられる。その他、遺骨収容問題の今日的状況を伝えるものとして、内海愛子・上杉聡・福留範昭『遺骨の戦後：朝鮮人強制動員と日本』（岩波書店、2007）、喜多由浩『野口健

「内地還送」から「象徴遺骨」の収容へ

- が聞いた英霊の声なき声：戦没者遺骨収集のいま（産経新聞出版、2009）、チャールズ・ハベル（北島砂織訳）『ココダの約束：遺骨収容に生涯をかけた男』（ランダムハウス講談社、2009）がある。
- 7 藤井忠俊『兵たちの戦争：手紙・日記・体験記を読み解く』（朝日新聞社、2000）pp.212-218。
  - 8 この点に関して厚生省は後に、「そもそも政府としては、すでに終戦当初から、この問題の処理〔遺骨収容〕に重大な関心をもつていたけれども、生存者の帰還が完遂されていない際であり、これを積極的にとりあげて推進するような状況になかった」と記している（厚生省編『続・引揚援護の記録』（1955）p.161、〔 〕内は筆者による）。
  - 9 外務省アジア局第五課（以下、「アジア五課」と略記）「外地にある遺骨、墓地の現状と国際慣行」（1952.10.15）（第13回公開戦後外交記録「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）第1巻」所収、G'-0013（以下、「米国①」と略記））。
  - 10 在外邦人課「西部及中部太平洋米軍占領地区内埋葬邦人の処置に関する打合会の件」（1946.11.4）（「米国①」）。なお、リヴィストが所属するGHQのQuartermaster（米陸軍需品科）は、当時三菱商事ビルにオフィスを構えていた米陸軍の後方支援部隊であり、任務の一つとして米兵の遺骨処理等を統括していた。
  - 11 在外邦人課「西部及中部太平洋米軍占領地区内埋葬邦人の処置に関する件」（1946.11.14）（「米国①」）。
  - 12 在外邦人課「日本人海外戦没者の遺骨等に関する処理方針に関する件」（1946.11.18）（第13回公開戦後外交記録「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）」所収、G'-0006）（以下、「諸外国」と略記）。
  - 13 在外邦人課長「太平洋地区に於ける戦死者の遺骨送還に関する件」（1947.5.5）（第13回公開戦後外交記録「諸外国における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）アジア大洋州の部 南方地域諸島」G'-0009）（以下、「南方諸島」と略記）。
  - 14 鈴木（在外邦人課長）「太平洋地区遺骨送還の件（覚）」（1947.12.30）（「南方諸島」）。
  - 15 外務省管理局引揚渡航課（以下、「引揚渡航課」と略記）「中部及西部太平洋地区内戦没将兵遺骨の処置に関する件」（1948.8.30）（「米国①」）。
  - 16 引揚渡航課「比島に在る戦没将兵の遺骨持帰りに関する件」（1948.9.7）（第16回公開戦後外交記録「戦没者及び残留邦人物故者の遺骨送還関係 フィリピンの部」所収、K'-0086）（以下「フィリピン」と略記）。
  - 17 引揚渡航課「比島にある戦没将兵の遺骨持帰りについて」（1948.10.8）（「フィリピン」）。
  - 18 外務省よりGHQ宛「Remains of Japanese Nationals in Wake Island」（1950.12.14）（「米国①」）。
  - 19 『朝日新聞』（1951.9.10付）。

- 20 『朝日新聞』の記事をきっかけとする国内の遺骨送還運動の高まりについては、同運動に深くかかわった作家・寒川光太郎による『遺骨は還らず』（双葉書房、1952）がその内情を伝えている。
- 21 「南方地域に於ける遺骨処理に関する第一回打合会議報告」（1951.8.20）（「諸外国」）。
- 22 引揚援護庁庁議「外地にある戦死者の墳墓、遺体、遺骨及び遺留品の処理について」（1951.9.20）（「諸外国」）。
- 23 外務省編纂『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉』（2007）第77文書、p.405。
- 24 同上書、第114文書、pp.558-559。
- 25 GHQより外務省宛口上書「Repatriation of Japanese War Dead in the Pacific Islands」（1952.3.5）（「米国①」）。
- 26 アジア五課作成調書「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」（1953.5）p.1（第13回公開戦後外交記録「米国管理下の太平洋諸島における本邦人墓地及び遺骨調査収集関係（慰霊を含む）第2巻」所収、G'-0014）（以下「米国②」と略記）。
- 27 引揚援護庁復員局復員課「外地残留遺骨の処理について（第一案）」（1952.5.13）（「米国①」）。
- 28 引揚援護庁「米国管理地域内玉砕地の遺骨処理要領案」（1952.5.21）（「米国①」）。
- 29 アジア五課「米国管理下地域内玉砕地の遺骨処理要領案」（1952.5.27）（「米国①」）。
- 30 硫黄島及び沖縄への遺骨調査団派遣については、エルドリッチ前掲書（pp.368-371）、北村前掲書（pp.78-98）を参照。
- 31 衆議院本会議「海外諸地域等における戦没者の遺骨収容及び送還等に関する決議」（1952.6.17）、参議院本会議「戦没者の遺骨収容並びに送還に関する決議」（1952.7.11）。
- 32 アジア五課「米国管理下地域の玉砕各島に無名戦士墓地を設定維持する件に対する意見」（1952.7.10）（「米国①」）。
- 33 アジア五課「米国管理地域における戦没者の遺骨等の収集及び送還等に関する件」（1952.7.15）（「米国①」）。
- 34 次官会議了解事項案「米国管理地域における戦没者の遺骨等の送還等に関する件」（1952.7.21）（「米国①」）。
- 35 アジア五課長「米国管理地域における戦没者の遺骨処理に関する件」（1952.7.18）（「米国①」）。
- 36 前掲「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」p.5。
- 37 同上。
- 38 在京米国大使館より外務省宛口上書（1952.10.6）、「遺骨収集並びに南方諸島に関する件」（1952.10.8）（「米国①」）。

「内地還送」から「象徴遺骨」の収容へ

- 39 アジア五課「遺骨収集並びに南方諸島に関する件」(1952.10.9) (「米国①」)。
- 40 前掲「米国管理下太平洋八島の遺骨収集送還・慰霊に関する日米間交渉経緯」 pp.7-8。
- 41 アジア五課長「米国管理下の太平洋地域の遺骨収集の件」(1952.10.9) (「米国①」)。
- 42 外務省より在京米国大使館宛口上書 (1952.10.20) (「米国①」)。
- 43 閣議了解「米国管理地域における戦没者の遺骨の送還、慰霊等に関する件」(1952.10.23) (厚生省社会援護局監修『援護50年史』ぎょうせい、1997) p.512。
- 44 高裁案「外地にある遺骨、墓地の処理方針と実施要領に関する件」(1952.11.29 決裁) (「諸外国」)。
- 45 岡崎勝男外務大臣より在インド大使他宛公信亜五合第1047号「日本人戦没者の遺骨及び墓地に関する件」(1952.12.9) (「諸外国」)。
- 46 外務省より在京米国大使館宛口上書 (1952.12.17) (「米国①」)。
- 47 衆議院外務委員会 (1951.11.2) における引揚援護庁復員業務部長の答弁。
- 48 「引揚援護庁長官談」(1953.1.19) (「米国②」)。
- 49 厚生省「海外戦没者遺骨の収集等に関する実施要綱」(1954.7.6) (前掲『援護50年史』 pp.512-513)。
- 50 中野聡「追悼の政治—戦没者慰霊をめぐる第二次世界大戦後の日本・フィリピン関係史」(池端雪浦、リディア・N・ユー・ホセ編『近現代日本・フィリピン関係史』岩波書店、2004所収) pp.384-386を参照。
- 51 厚生省援護局「海外戦没者の遺骨の収集について」(1968.2) (前掲『援護50年史』 p.513)。
- 52 前掲『援護50年史』 p.356。

本稿は、東洋英和女学院大学増田弘教授を研究代表者とする現代史研究所共同研究プロジェクト「戦後復員・引き揚げに関する総合的研究」及び科学研究費補助金基盤研究(B)「第二次大戦の終結による日本帝国解体過程の基盤的研究」の研究成果の一部である。

本稿の論旨は、執筆者個人の見解であって、外務省の公式見解ではありません。

# A Study of Japanese Government Policy on the Disposition of War Dead Overseas in the Early Postwar Period

HAMAI Kazufumi  
Diplomatic Record Office  
Ministry of Foreign Affairs

The disposition of the remains of Japanese nationals who died overseas during the Asian-Pacific War was a serious issue faced by the Japanese Government in the immediate postwar era. This paper examines how the Japanese Government dealt with this problem from the Occupation period to the dispatch of the first official mission to the Pacific Islands to repatriate the remains of Japanese war dead in 1953.

At first the Japanese Government considered two kinds of measures to dispose of the Japanese war dead overseas. One was to repatriate the remains to Japan as much as possible; the other was to bury the dead in local areas. However, because of the strategic requirements of the United States and as a result of a review of this subject made by the Ministry of Foreign Affairs, the Japanese Government finally decided to make a “token excavation” of the remains and repatriate only them to Japan. As a result, many remains of the Japanese war dead were left in local areas after the termination of the first project for dispatching official missions in the 1950s.

The Japanese Government resumed dispatching missions in the late 1960s with a new policy which made it a rule to repatriate remains to Japan as much as possible. In this sense, there is discontinuity in policy toward the disposition of Japanese war dead overseas between the early postwar period and after the mid 1960s. The earlier policy is considered a “transitional policy” which the Japanese Government was forced to adopt, as Japan had at this time lost the systems of disposition for war dead because of its defeat in the war.